

豊川市建設部建築課発注工事 よくある質問

工事書類

Q1-1. 現場代理人の兼務は可能か。

A1-1. 豊川市の場合、条件を満たせば2件の工事まで現場代理人の兼務は可能。
事案が生じる可能性のある場合は相談すること。
契約検査課のページへ移動します。

Q1-2. 使用資材(機材)一覧表について、閲覧し易くする工夫は必要か。

A1-2. 必要項目の記載や添付資料があり、監督職員が管理できれば、提出書類として不足はない。(工夫に関しては、業者及び監督職員の判断による。)

Q1-3. 工事にて発生した残土の処分地が自社の土地でも残土処分計画書の提出は必要か。

A1-3. 必要。また、処分完了時には残土処分実施書の提出も必要。
添付書類は、
①地主の受入れ承諾書
②工事現場から処分地までの経路図
③処分地公図
④登記簿
⑤処分地写真
の添付をお願いします。

その他

Q2-1. 公共建築工事標準仕様書に「外部の塗装は降雨のおそれのある場合及び強風時には原則として行わない」とあるが、強風と判断する基準はあるか。

A2-1. 基準は定めていない。現場の状況によって異なる。

Q2-2. 災害防止協議会と安全衛生協議会の違いはあるか。

A2-2. 呼称の問題であり、同様のもの。

(労働安全衛生規則 635 条)

Q2-3. 下請負業者が 1 社の場合でも、安全衛生協議会(災害防止協議会)を実施しなければならないか。

A2-3. 実施しなければならない。

(労働安全衛生規則 635 条)

Q2-4. 工事写真は豊川市工事仕様書の参考図のように黒板を作成し、記録すべきか。

A2-4. 原則参考図のような黒板作成を求めているが、必要項目の記載に不足がないと監督職員が判断した場合は参考図通りでなくてもよい。

Q2-5. 工事写真の大きさに定めはあるか。

A2-5. L 版程度。

(営繕工事写真撮影要領 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課)

施工体制関係

Q3-1. 施工体制台帳について豊川市の様式はあるか。

A3-1. 特に指定の様式はないが、国土交通省または全建統一の書式が望ましい。

Q3-2. 施工体制台帳の提出時期はいつか。

A3-2. 工事完了日前に写しを提出。ただし、現場に常備し、変更が生じた場合は更新しておく。(記載内容に変更がある場合は、その都度追記添付することで一式の提出とする。)

(公共工事入札契約適正化法 15 条)

Q3-3. 下請業者は必ず現場代理人を配置する必要があるか。

A3-3. 必要に応じ、配置した場合のみ台帳に記載する。その場合は常駐となる。ただし、担当工事が現場で稼働しない期間は常駐を要しない。

Q3-4. 単価工事契約の場合、施工体制台帳の作成は必要か。

A3-4. 必要。契約書等は単価契約で構わない。

Q3-5. 社会保険等に未加入の業者とは請負契約をしてはならないか。

A3-5. 豊川市公共工事請負契約約款第 7 条の 2 より、「加入」もしくは「適用除外」の業者と契約する。

(総務部契約検査課)